

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例」等に対する意見）

義務教育課

1 概 要

令和8年第2回沖縄県議会（定例会）に知事が提出する議案「児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例」、「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」及び「沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和8年6月8日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例」等の概要

(1) 児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例

- ①地域限定保育士試験等に係る手数料の徴収根拠等を定める。
- ②幼保連携型認定こども園以外の施設における保育士の配置基準に、地域限定保育士を含めるよう規定を整備する。
- ③この条例は、公布の日から施行する。

(2) 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

- ①認定こども園の学級編制の基準に係る経過措置及び職員資格に関する特例に係る規定を整理する。
- ②認定こども園の学級編制の基準に係る規定を整理する。
- ③この条例は、公布の日から施行する。

(3) 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- ①学級編制の基準及び経過措置に係る規定を整理する。
- ②認定こども園で従事する職員の数等に係る規定に新たな職を加える整理を行う。
- ③この条例は、公布の日から施行する。

3 臨時代理した意見の内容

議案「児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例」は、児童福祉法の一部改正に基づき、本県における地域限定保育士試験の実施方法書が国の認定を受けたことに伴い、手数料の徴収根拠を明確化するとともに、各関係施設における保育士配置基準に地域限定保育士を含めるよう所要の規定の整備を図るものであることから、異議はない旨を回答した。

議案「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」及び「沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、国の定める基準の改正に伴い、本県における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の学級編制基準及び幼保連携型認定こども園の学級編制基準を引き下げるとともに、職員配置の多様化を図り、教育・保育環境のより一層の向上を目指すものであることから、異議はない旨を回答した。

提出議案の概要

【こども未来部】

【議案名】

児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例

【議案提出の理由】

地域限定保育士試験の実施に関し必要な事項を記載した沖縄県の試験実施方法書について国の認定を受けたことに伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

【議案の概要】

地域限定保育士に係る根拠法令が児童福祉法に位置づけられたことに伴い、従前、国家戦略特別区域法を根拠として運用していた地域限定保育士制度については、引き続き児童福祉法を根拠として制度運用を行う必要があることから、関係する条例（6条例）の規定を整理する。

【説明】

地域限定保育士について

地域限定保育士とは

- ◆ 地域における保育人材確保のため創設され、児童福祉法の特例として国家戦略特別区域法に基づき運用されていた。
- ◆ 本制度により地域限定保育士となった者は、当該地域限定で保育士と同様に業務を行うことができる。

児童福祉法の改正について

- ◆ 令和7年10月に改正法が施行された。
- ◆ 国家戦略特別区域法に基づく「地域限定保育士制度」の一般制度化に伴い、児童福祉法に位置付けられることとなった。
- ◆ 改正後は、内閣総理大臣の認定を受けた都道府県等においてのみ制度が活用可能。

法改正に伴う県条例の改正について

- ◆ 法改正後の地域限定保育士制度について、沖縄県は令和8年4月22日に内閣総理大臣の認定を受けた。
- ◆ したがって、県条例については以下のとおり改正する。
(前回)2月改正：国家戦略特別区域法に基づき資格を取得した者について、法改正後の経過措置を踏まえ、従前通りの取扱いとするための改正

(今回)6月改正：児童福祉法に基づく地域限定保育士制度を運用開始するための改正

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県保育士試験等手数料条例（平成19年沖縄県条例第50号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第3項（同法第18条の32第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保育士試験等に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（保育士試験等手数料）</p> <p>第2条 児童福祉法第18条の8第2項の保育士試験（以下「保育士試験」という。）又は第18条の28第1項に規定する地域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）（以下これを「保育士試験等」という。）を受けようとする者は、保育士試験等手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の保育士試験等手数料の額は、12,700円（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2（同令第6条の54において準用する場合を含む。）の規定による保育士試験等の全部の免除を申請する場合には、2,400円）とする。</p> <p>（保育士等登録申請手数料）</p> <p>第3条 児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する改正法第1条の規定による改正前の児童福祉法第18条の18第3項の保育士の登録を申請する者は、保育士等登録申請手数料を納めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第3項（同法第18条の9第3項）の規定に基づき、保育士試験等に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（保育士試験手数料）</p> <p>第2条 児童福祉法第18条の8第2項の保育士試験（以下「保育士試験」という。）又は第18条の28第1項に規定する地域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）（以下これを「保育士試験等」という。）を受けようとする者は、保育士試験手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の保育士試験手数料の額は、12,700円（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2（同令第6条の11の2）の規定による保育士試験の全部の免除を申請する場合には、2,400円）とする。</p> <p>（保育士等登録申請手数料）</p> <p>第3条 児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する改正法第1条の規定による改正前の児童福祉法第18条の18第3項の保育士の登録を申請する者は、保育士等登録申請手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の保育士等登録申請手数料の額は、4,200円とする。</p>

(保育士登録証等書換え交付手数料)

第4条 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の保育士登録証、同令第20条の6において準用する同令第17条第1項の地域限定保育士登録証又は児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第337号。以下この項において「整備令」という。）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされる整備令第10条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）第9条において読み替えて準用する整備令第1条の規定による改正前の児童福祉法施行令（次条において「準用旧児童福祉法施行令」という。）第17条第1項の登録証の書換え交付を申請する者は、保育士登録証等書換え交付手数料を納めなければならない。

2 (略)

(保育士登録証等再交付手数料)

第5条 児童福祉法施行令第18条第1項の保育士登録証、同令第20条の6において準用する同令第18条第1項の地域限定保育士登録証又は準用旧児童福祉法施行令第18条第1項の登録証の再交付を申請する者は、保育士登録証等再交付手数料を納めなければならない。

2 (略)

(指定試験機関等が行う試験事務に係る手数料)

第7条 (略)

2 児童福祉法第18条の32第1項の規定により知事が地域限定保育士試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下「指定地域試験機関」という。）が行う地

(保育士登録証等書換え交付手数料)

第4条 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の保育士登録証又は児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第337号。以下この項において「整備令」という。）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされる整備令第10条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）第9条において読み替えて準用する整備令第1条の規定による改正前の児童福祉法施行令（次条において「準用旧児童福祉法施行令」という。）第17条第1項の登録証の書換え交付を申請する者は、保育士登録証等書換え交付手数料を納めなければならない。

2 前項の保育士登録証等書換え交付手数料の額は、1,600円とする。

(保育士登録証等再交付手数料)

第5条 児童福祉法施行令第18条第1項の保育士登録証又は準用旧児童福祉法施行令第18条第1項の登録証の再交付を申請する者は、保育士登録証等再交付手数料を納めなければならない。

2 前項の保育士登録証等再交付手数料の額は、1,100円とする。

(指定試験機関が行う試験事務に係る手数料)

第7条 児童福祉法第18条の9第1項の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者は、第2条第1項の保育士試験手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。
(新設)

<p>域限定保育士試験を受けようとする者は、第2条第1項の保育士試験等手数料を当該指定地域試験機関に納めなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とし、前項の規定により指定地域試験機関に納められた手数料は当該指定地域試験機関の収入とする。</p>	<p>2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入 _____ とする。</p>
--	--

新旧対照表（第2条関係）

沖繩県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖繩県条例第23号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(法第3条第1項の条例で定める要件)</p> <p>第4条</p> <p>(法第3条第3項の条例で定める要件)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>別表 (第4条、第5条関係)</p> <p>施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>第1 職員配置 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法第3条第1項の条例で定める要件)</p> <p>第4条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。</p> <p>(法第3条第3項の条例で定める要件)</p> <p>第5条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。</p> <p>別表 (第4条、第5条関係)</p> <p>施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>第1 職員配置</p> <p>1 認定こども園には、満1歳未満の子どももおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どももおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どももおおむね15人につき1人以上、満4歳以上の子どももおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならないこと。ただし、当該従事する者は、常時2人を下回ってはならないこと。</p> <p>2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間</p>

程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならないこと。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とすること。

第2 職員資格

1 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならないこと。

2～5 （略）

第2 職員資格

1 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならないこと。

2～5 （略）

新旧対照表（第3条関係）

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第39条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育士（地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(母子支援員の資格) ※母子生活支援施設</p> <p>第39条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設（他の都道府県の区域内に所在する養成施設にあっては、当該都道府県知事の指定するもの）を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第54条第2項第1号及び第60条第1項第1号において同じ。）</p> <p>(2) 保育士（<u> </u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者</p> <p>(3) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(5) 高等学校等（高等学校（学校教育法の規定による高等学校をいう。以下同じ。）、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校又は学校教育法の規定による中等教育学校をいう。以下同じ。）を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年</p>

の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

沖繩県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>(1) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）又は保育士（<u>地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）</u>附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において定める用語の意義は法において使用する用語の例による。</p> <p>(従業者の配置の基準) ※基準省令第5条</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>(1) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）又は保育士（<u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）</u>附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

沖繩県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）及び保育士（<u>地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医</p> <p>(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）</p> <p>(3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）及び保育士（<u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(4) 栄養士又は管理栄養士</p>

(5) 調理員

(6) 児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定める者をいう。以下同じ。）

2・3 (略)

2・3 (略)

新旧対照表（第3条関係）

沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年沖縄県条例第16号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第19条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。第22条において同じ。）<u>、嘱託医、看護師、保育士（地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）</u>、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(職員)</p> <p>第19条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。第22条において同じ。）<u>、嘱託医、看護師、保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）</u>、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2 前項に規定する職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。</p>

提出議案の概要

【こども未来部】

【議案名】

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の学級編制の基準を引き下げる等の必要がある。





【議案の概要】

- (1)認定こども園の学級編制の基準に係る経過措置及び職員資格に関する特例に係る規定を整理する。(附則関係)
- (2)認定こども園の学級編制の基準に係る規定を整理する。(別表第1関係)
- (3)この条例は、公布の日から施行する。(附則)

【説明】

近年、特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要とされていることを背景に、国の定める基準の一部が改正され、主務養護教諭の職が創設されたほか、認定こども園における学級編制基準の引き下げ(原則35人以下から原則30人以下)が行われた。

■認定こども園4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条の設置者(宗教学人立、個人立)

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。

新旧対照表

沖繩県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖繩県条例第23号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>附則 (施行期日) 1～3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法第3条第1項の条例で定める要件)</p> <p>第4条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。</p> <p>(法第3条第3項の条例で定める要件)</p> <p>第5条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。</p> <p>附則 (施行期日) 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 (職員配置に関する特例)</p> <p>2 別表の第1の1の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数については、当分の間、同表の第1の1中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。</p> <p>(職員資格に関する特例)</p> <p>3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表の第1の1本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人と</p>

<p>なる場合には、当分の間、同表の第2の1、2及び4の規定にかかわらず、同表の第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。</p>	<p>4 別表の第2の2の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第8項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第8項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づき教育に従事してはならない。</p> <p>5 別表の第2の4（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は保育士の資格を有する者とともに教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する場合（小学校教諭の普通免許状を有する者が満5歳以上の子どもに係る当該保育に従事する場合を除く。）を除き、保育に従事してはならない。</p>
<p>4 別表の第2の2の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第8項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第8項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づき教育に従事してはならない。</p> <p>5～8（略）</p>	<p>4 別表の第2の2の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第8項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第8項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づき教育に従事してはならない。</p> <p>5～8（略）</p>
<p>別表（第4条、第5条関係） 施設の設備及び運営に関する基準 第1 職員配置</p> <p>1 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならないこと。ただし、当該従事する者は、常時2人を下回ってはならないこと。</p> <p>2 満3歳以上の子どもでもあって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間</p>	<p>別表（第4条、第5条関係） 施設の設備及び運営に関する基準 第1 職員配置</p> <p>1 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならないこと。ただし、当該従事する者は、常時2人を下回ってはならないこと。</p> <p>2 満3歳以上の子どもでもあって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間</p>

程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならないこと。この場合において、1学級の子どもの数は、30人以下を原則とすること。

第2 職員資格（略）

程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならないこと。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とすること。

第2 職員資格

- 1 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならないこと。
- 2 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者であること。ただし、当該従事者は、その併有に努めること。
- 3 2の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならないこと。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とすることが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、学級担任とすることができること。
- 4 2の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないこと。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受け、場合であつて当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができること。
- 5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならないこと。

第3～第7 (略)

第3～第7 (略)

提出議案の概要

【こども未来部】

【議案名】

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園の学級編制の基準を引き下げる等の必要がある。





【議案の概要】

- (1)学級編制の基準及び経過措置に係る規定を整理する。（第 22 条及び附則関係）
- (2)認定こども園で従事する職員の数等に係る規定に新たな職を加える整理を行う。
- (3)この条例は、公布の日から施行する。（附則）

【説明】

近年、特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要とされていることを背景に、国の定める基準の一部が改正され、主務養護教諭等の職が創設されたほか、認定こども園における学級編制基準の引き下げ（原則 35 人以下から原則 30 人以下）が行われた。

■認定こども園 4 類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に 従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法第26条第1項に規定する学校法人、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。
*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。

新旧対照表

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(学級の編制の基準)</p> <p>第22条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づき教育を行うため、学級を編制するものとする。</p> <p>2 1学級の園児数は、<u>30人</u>以下を原則とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員の数等)</p> <p>第23条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(学級の編制の基準)</p> <p>第22条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づき教育を行うため、学級を編制するものとする。</p> <p>2 1学級の園児数は、<u>35人</u>以下を原則とする。</p> <p>3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。</p> <p>(職員の数等)</p> <p>第23条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>又は保育教諭</u>（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。</p> <p>4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第15条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。</p>

<p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならぬ。</p> <p>(1) 副園長又は教頭</p> <p>(2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) 事務職員</p>	<p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならぬ。</p> <p>(1) 副園長又は教頭</p> <p>(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) 事務職員</p>
---	--